

## 第1回 定例教育委員会 議案

と き 令和5年1月20日  
午後3時30分  
ところ 生涯学習センターぽろろ  
3階研修室

- 1 開 会 宣 言
- 2 委員の出席報告
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 前回会議録の確認
- 5 教育長一般行政報告
- 6 内 容  
報告第1号 第4回議会定例会一般質問について  
  
議案第1号 南幌町立学校における職員のハラスメント防止等に関する指針の策定について  
  
そ の 他
- 7 そ の 他  
教育委員会行事予定について  
次回教育委員会の開催日程について
- 8 閉 会



## 報告第1号

### 第4回議会定例会一般質問について

第4回議会定例会一般質問について、次のとおり報告する。

記

## 議案第1号

南幌町立学校における職員のハラスメント防止等に関する指針の策定について

南幌町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の策定について、次のとおり議決を求める。

令和5年1月20日提出  
南幌町教育委員会教育長 小笠原 正和

記

## 南幌町立学校における職員のハラスメント防止等に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、南幌町立学校における職員のハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

#### (2) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

#### (3) パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

#### (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

#### (5) その他のハラスメント

前各号には当てはまらないが、同様の性質をもち、職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

#### (6) 職員

南幌町立学校に勤務している全ての教職員をいう。

#### (7) 北海道教育委員会指針

北海道教育委員会が定める、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」をいう。

### 第3 職員の責務

- 1 職員は、ハラスメントをしてはならない。
- 2 職員は、北海道教育委員会指針に規定する「セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項」、「パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項」を十分認識して行動するよう努めなければならない。
- 3 学校長等管理職員は、職員に対し、前項の職員が認識すべき事項の周知徹底を図るものとする。
- 4 学校長等管理職員は、ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、ハラスメントに関する申出及び相談（以下「申出等」という。）が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 5 学校長等管理職員は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 6 学校長等管理職員は、当該所属に属する職員が他の所属に属する職員からハラスメントを受けたとされる場合には、生涯学習課長に報告しなければならない。

### 第4 教育委員会の責務

- 1 教育委員会は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。
- 2 教育委員会は、ハラスメントに関する申出及び相談（以下「申出等」という。）が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等及び当該申出等に係る調査への協力その他ハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

### 第5 相談窓口の設置

- 1 ハラスメントに関する申出等に対応するため、教育委員会内に相談窓口を設置し、相談員を配置する。
- 2 相談員は、生涯学習課長を含む2名以上とする。

3 相談員は、申出等の内容について教育長に報告するものとする。

#### 第6 申出等の処理

教育長は、相談員からの報告に基づき、事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、速やかに事実関係の確認及び調査を行い、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

#### 第7 プライバシーの保護

ハラスメントに関する申出等の処理をする相談員は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努め、相談者が申出等をしたことによって不利益を受けないように留意しなければならない。

#### 第8 補則

この指針の定めるもののほか必要な事項は、北海道教育委員会指針を準用する。

#### 附 則

この指針は、令和5年2月1日から施行する。

#### 提案理由

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正されたことに伴い、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメント防止のため、必要な措置を講じるため、本案を提案するものである。

## 教育委員会 2 月行事予定表

(学校教育グループ・給食センター)

日	行事内容	時間	場所	日	行事内容	時間	場所
1				17			
水				金			
2				18			
木				土			
3				19			
金				日			
4				20	公設塾	14:00～	小学校
土				月			
5				21			
日				火			
6	公設塾	14:00～	小学校	22			
月				水			
7	定例校長教頭会議	9:30～	小学校	23			
火				木			
8				24			
水				金			
9				25			
木				土			
10				26			
金				日			
11				27	公設塾	14:00～	小学校
土				月			
12				28			
日				火			
13							
月							
14							
火							
15							
水							
16							
木							

令和4年度 社会教育事業日程表【2月】

日	曜日	事業名等	時間	場所	日	曜日	事業名等	時間	場所
1	水	ジュニアアスリートクラブ (低学年) フィットネス教室 (ソフトエアロ)	15:00-16:00 10:00-11:10	スポーツセンター スポーツセンター	17	金			
2	木	冬のウォーキング教室 ジュニアアスリートクラブ (高学年) ココ・トレ	10:30-11:30 16:00-17:00	スポーツセンター スポーツセンター スポーツセンター	18	土			
3	金				19	日			
4	土				20	月	フィットネス教室 (ヨガ) フィットネス教室 (エアロ)	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター
5	日				21	火	冬のウォーキング教室 ココ・トレ	10:30-11:30	スポーツセンター スポーツセンター
6	月	フィットネス教室 (ヨガ) フィットネス教室 (エアロ)	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター	22	水	ジュニアアスリートクラブ (低学年) フィットネス教室 (ソフトエアロ)	15:00-16:00 10:00-11:10	スポーツセンター スポーツセンター
7	火	冬のウォーキング教室 ココ・トレ	10:30-11:30	スポーツセンター スポーツセンター	23	木			
8	水	ジュニアアスリートクラブ (低学年) フィットネス教室 (ソフトエアロ)	15:00-16:00 10:00-11:10	スポーツセンター スポーツセンター	24	金	児童芸術鑑賞会		
9	木	冬のウォーキング教室 ジュニアアスリートクラブ (高学年) ココ・トレ	10:30-11:30 16:00-17:00	スポーツセンター スポーツセンター スポーツセンター	25	土	子ども会 冬の活動～26日		
10	金	中学生入学説明会 親学講座	入学説明会時		26	日			
11	土				27	月	フィットネス教室 (ヨガ) フィットネス教室 (エアロ)	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター
12	日				28	火	冬のウォーキング教室 ココ・トレ	10:30-11:30	スポーツセンター スポーツセンター
13	月	フィットネス教室 (ヨガ) フィットネス教室 (エアロ)	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター					
14	火	冬のウォーキング教室 ココ・トレ	10:30-11:30	スポーツセンター スポーツセンター					
15	水	ジュニアアスリートクラブ (低学年) フィットネス教室 (ソフトエアロ)	15:00-16:00 10:00-11:10	スポーツセンター スポーツセンター					
16	木	冬のウォーキング教室 ジュニアアスリートクラブ (高学年) ココ・トレ	10:30-11:30 16:00-17:00	スポーツセンター スポーツセンター スポーツセンター					